

## 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業実施要綱

令和5年5月10日

5産労産計第70号

### (目的)

第1条 この要綱は、都内産業の振興に向け、金融機関等の持つ知見やネットワークを活用することにより効果的な都への海外企業誘致を実現するために実施する「金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業」（以下「本事業」という。）に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「金融機関等」とは、次のア～ウの全ての要件を満たす団体とする。

ア 次のいずれかに該当する日本国内に法人格を有している団体であること。

(ア) 都内に本店又は支店・営業拠点を有する金融機関（都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合など）

(イ) コンサルティングサービスを提供する株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人

(ウ) その他、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認めるもの

イ 海外企業の日本進出に向けた支援に関する実績を有していること。

ウ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(2) 「海外企業」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものとする。

(3) 「都内進出」とは、海外企業が行う日本法人の設立又は日本における支店の設置であって、次のア～エの全ての要件を満たすものとする。

ア 専ら事業を営むための事業所として使用する施設を都内に確保していること。

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づく法人設立の登記又は外国会社の支店の登記が完了していること。

ウ 業務に必要な常時雇用する従業員を2名以上雇用していること。

エ 主たる業務を開始していること。

### (事業の内容)

第3条 本事業において、次の各号に定める内容を実施する。

(1) 知事は、本事業において連携する金融機関等を公募する。金融機関等は応募に当たり、都内進出を支援する海外企業の候補を提案する。

(2) 知事は審査により金融機関等を採用するとともに、都内進出を支援する海外企業を決定し、各金融機関等と協定を締結する。

(3) 採択された金融機関等（以下「採択事業者」という。）は、最長3か年度の間、前号に定める審査で決定された海外企業の都内進出を支援する。

(4) 知事は、当該海外企業の都内進出に係る経費の一部を補助する。補助金交付に当たり必要な事項は別に定める。

(5) 知事は、採択事業者の支援により海外企業が都内進出を達成した場合には、その実績に応じて、採択事業者に成功報酬を支払うこととする。

2 前項の事業の実施期間は、協定締結日が属する年度を含め最長3か年度とする。

(事業の公募等)

第4条 前条第1項(1)に定める公募に申し込む金融機関等は、申請書を提出しなければならない。

2 知事は、公募に必要な事項を別に定める。

(審査会の設置)

第5条 知事は、第3条第1項(2)の審査を行うため、審査会を設置する。

2 審査会に必要な事項は別に定める。

(対象の決定)

第6条 知事は、第4条に定める申請書の提出を受けた場合において、前条に規定する審査会に諮り、審査結果について申請者に通知する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。